

【令和2年度 循環器疾患等部会提言】

- 1 特定健康診査の受診率向上のための取組を行うこと。
- 2 特定保健指導の実施率向上のための取組を行うこと。
- 3 特定健康診査において詳細項目とされる心電図、眼底、貧血検査、血清クレアチニン検査の積極的な実施について検討していくこと。
- 4 動脈硬化疾患を減少させるための取組を行うこと。
- 5 死亡診断書を正しく記載するための取り組みを行うこと。
- 6 循環器疾患対策の検討に資するための基礎データとして、循環器疾患の発生状況をより正確に把握するための取組を行うこと。

【関係機関で対応すること】

1 県で対応すること

- (1) 特定健診受診率向上として、保険者と連携した周知・広報活動に取り組み、県民の健康づくりへのきっかけとなる事業のさらなる展開と、特定健診非対象者も含めた働き盛り世代への健康づくり事業の推進を図っていく。
- (2) 特定保健指導の実施状況について検証し、特定保健指導実施率の向上に向けて、医療保険者に対し、財政的な支援や人材育成等の支援を関係機関と連携して取り組んでいく。
- (3) 特定健診における詳細検査項目（心電図、眼底、貧血検査、血清クレアチニン検査）の実施に係る国の動向について情報収集に努めるとともに、医療保険者の実施を支援していく。
- (4) 関係機関と協力し、後期高齢者への貧血検査、血清クレアチニン検査の実施を働きかけていく。
- (5) 福島県の動脈硬化疾患を減らすため、健康づくり事業及び調査研究事業の推進を図るとともに、県医師会での取組を支援していく。
- (6) 死亡診断書に記載する直接死因病名については正しい記載が行われるよう福島県警察、福島県内の各消防本部に働きかけ、啓発に努める。
- (7) 循環器疾患に関する発生状況データの正確な作成と正しい評価検討を行うため、福島県医師会等関係機関と連携して事業を進める。

2 県医師会で対応すること

- (1) 特定健診の受診率向上への取組を、様々な場面で普及啓発していく。
- (2) 特定健診における詳細検査項目（心電図、眼底、貧血検査、血清クレアチニン検査）の必要性を周知し、精度向上のための取組を実施していく。
- (3) 動脈硬化疾患の減少に向けて、肥満率の改善に向けた普及啓発活動を県と協力し、取り組んでいく。

- (4) 死亡診断書を正しく記載するため、福島県内の各郡市地区医師会、会員への啓発活動に取り組む。
- (5) 循環器疾患に関する発生状況等の悉皆性、正確性向上のため、会員及び関係機関等への普及啓発に取り組む。

令和2年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

胃がん部会提言

【提言】

- 1 検診受診率及び精検受診率の向上について
 - (1) 市町村は、自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因の究明及び改善に努める必要があること。
 - (2) 事業・活動等について評価を行い、事業・活動による効果の検証を行うこと。
 - (3) 検診及び精検の未受診者を正確に把握し、対象者の受診勧奨に努めること。

- 2 精度管理の徹底について
 - (1) 市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努める必要があること。
 - (2) がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
 - (3) がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。
 - (4) 内視鏡検査の広域化について、県と県医師会が協力して具体的な協力体制の検討を進めていく必要があること。
 - (5) 胃がんリスク検査としてABC検査を実施する場合は、検査の精度管理や、検査後のフォロー体制について、医師会や医療機関と十分に検討し、管理体制を確立したうえで実施する必要があること。
 - (6) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局で対応すること

- ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
- ・市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
- ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
- ・胃内視鏡検査の広域化及び検査医・読影医の質の確保について、県医師会と協力し、検診体制の充実に向けた検討を進める。
- ・胃がんリスク層別としてABC検査を実施する市町村に対して、管理体制や検査後のフォローアップ体制について、医師会や医療機関と十分な検討をし、管理体制を確立させたいうで実施するよう周知徹底をする。

2 県医師会で対応すること

- ・低受診率の市町村に対する要因の究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力を行う。
- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。
- ・胃内視鏡検査の広域態勢の整備に向けて県と協力し、具体的な体制整備の検討を進める。
- ・市町村がABC検査を実施する際には、適切な管理体制のもと実施できるように助言指導を行うよう、郡市医師会や医療機関へ周知を図る。
- ・医療機関に対して、がん検診の受診、精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

令和2年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

肺がん部会提言

【提言】

1 検診受診率及び精検受診率の向上について

- (1) 市町村は、自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因の究明及び改善に努める必要があること。
- (2) 事業・活動等について評価を行い、事業・活動による効果の検証を行うこと。
- (3) 喫煙対策について、県内の喫煙率は全国的にも高い水準にあるため、引き続き禁煙啓発活動を推進する必要があること。

2 精度管理の徹底について

- (1) 市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努める必要があること。
- (2) がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
- (3) がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。
- (4) 読影のデジタル化・ネットワーク化について、全県的な広域読影体制の導入について、関係機関により具体的な検討を行う場が必要であること。
- (5) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局で対応すること

- ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
- ・市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
- ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
- ・肺がん検診における読影のデジタル化及びネットワーク化について、実態把握や支援制度に関する情報収集を進め、市町村や関係機関に情報提供するなど県医師会と協力し、全県的な広域読影体制の推進に努める。
- ・喫煙のリスクや健康影響について、広く県民に教育・啓発を行う。

2 県医師会で対応すること

- ・低受診率の市町村に対する要因の究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力をを行う。
- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。
- ・読影のデジタル化・ネットワーク化について県と情報共有し、全県的な広域読影体制の推進に努める。
- ・医療機関に対して、がん検診の受診、精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

令和2年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

大腸がん部会提言

【提言】

1 検診受診率及び精検受診率の向上について

- (1) 市町村は、自市町村のがん検診の現状を正確に把握し、低受診率の市町村は、関係機関と協力し、低受診率の要因の究明及び改善に努める必要があること。
- (2) 事業・活動等について評価を行い、事業・活動による効果の検証を行うこと。
- (3) 検診受診率及び精検受診率の改善・向上を推進するとともに、大腸がんのリスクファクターの軽減等、一次予防の重要性について普及啓発が必要であること。

2 精度管理の徹底について

- (1) 市町村は、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って委託先検診機関の事業評価を行い、がん検診の質の向上に努める必要があること。
- (2) がん検診チェックリストの遵守とプロセス指標値が許容値から大きく外れることのないように、精度管理の実施及び遵守の徹底に努めること。
- (3) がん検診の受診や要精検者のフォローアップのために、住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳を適正に作成・管理し、検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。
- (4) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

【関係機関で対応すること】

1 県事務局で対応すること

- ・市町村が自市町村の現状を把握・検証できるよう、受診率等の結果を市町村へフィードバックする。
- ・市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。
- ・市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。
- ・大腸がん検診の受診率・精検受診率の改善に向けて、引き続き受診啓発に取り組むとともに、リスクファクターの軽減が重要であることの理解促進に努める。

2 県医師会で対応すること

- ・低受診率の市町村に対する要因の究明及び受診率向上に向けた取組について、必要に応じて助言・協力を行う。
- ・市町村のがん検診を受託する医療機関は、国の示す「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、チェックリストに基づいて検診の実施状況を確認し、市町村へ報告するように周知を図る。
- ・がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、引き続き検診の質の確保のために、県と協力し、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組む。
- ・医療機関に対して、がん検診の受診、精検受診の必要性とともに、一次予防としてリスクファクターの軽減が重要であることを周知し、医療機関からの啓発活動強化に努める。

令和2年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

乳がん部会提言

【提言】

1 受診率対策に関して

(1) 若い世代へのがんを含めた健康教育

乳がん検診においては、国の指針変更により視触診が推奨されなくなったことから、日頃からの自己触診が重要であり、自己触診方法について周知することと併せて、異常があった場合には医療機関を受診し早期発見・早期治療につなげることが重要であることを十分に周知啓発する必要がある。

また、若い世代に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」について、がん教育と連携しながら正しい知識及び検診の重要性の啓発をする必要がある。

(2) 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

受診率やプロセス指標値について、各市町村の結果をフィードバックするとともに、各市町村の現状を認識してもらい、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行する必要がある。

また、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図る必要がある。

さらに、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組を支援していく必要がある。

2 精度管理に関して

(1) 受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、市町村への受診勧奨・再勧奨について引き続き指導・助言が必要である。

(2) 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成・管理

がん検診の受診や要精検者の追跡のために住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳の適正な作成と、それを活用した検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。

(3) 読影医が減少していることから、検診体制の充実にに向けて、読影医の確保について対策を講じていく必要がある。

(4) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

3 補助金等の活用について

(1) マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努め、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報を、積極的に周知する必要がある。

【関係機関で対応すること】

1 県で対応すること

(1) 受診率対策に関して

①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

若い世代に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」についての啓発資料の作成や学習機会の設定により、がん教育と連携しながらがんに対する正しい知識及び検診の重要性の啓発をすること。

乳がんの自己触診については、その重要性及び方法について、引き続き普及啓発活動に努めること。

②様々な機会を捉えた県民への啓発活動の実施

これまで実施してきたがん検診の啓発事業を継続するとともに、県医師会と協力して、検診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組むこと。

③市町村の受診率向上対策への支援

市町村が自市町村のがん検診の現状を把握できるよう、受診率等のデータをフィードバックし、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図ること。

④受診率向上対策についての助言・指導を行うこと。

現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組について指導・助言すること。

(2) 精度管理に関して

①検診受診率・精検受診率の向上

検診受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、受診勧奨・再勧奨による受診率の向上対策の実施に努めること。

また、様々な機会を捉え、直接県民に検診受診・精検受診の啓発を実施すること。

②住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成

各市町村のがん検診台帳の作成状況の把握に努め、住民台帳に基づいたがん検診台帳を作成するように周知徹底すること。

③チェックリストの遵守状況の把握

市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。

また、市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

(3) 補助金等の活用について

- ①マンモグラフィのデジタル読影及びネットワーク化に向けて、市町村や医師会の実態把握に努めるとともに、デジタル機器整備に係る補助金の活用に関する情報について情報収集し、広く市町村や関係機関に対して積極的に周知すること。

2 県医師会で対応すること

(1) 受診率対策に関して

①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

県で作成する「女性のライフステージに応じた健康」に関する啓発資材の作成や学習機会の提供の際に必要な応じて、助言・協力をすること。

②さまざまな機会をとらえた県民への啓発活動の実施

ピンクリボン活動をはじめとするがん検診の啓発活動を引き続き実施するとともに、あらゆる機会を捉えて県と協力して啓発活動を行うこと。

③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力をすること。

(2) 精度管理に関して

①精検受診率の向上

精検受診率向上に向けて、かかりつけ医を通じた精検受診の周知を促進すること。

②チェックリストの遵守状況の把握

市町村からがん検診を受託する際は、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づき確認し、市町村へ報告するように周知すること。

③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力を行うこと。

④がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、検診の質の確保のために、県と協力して、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組むこと。

令和2年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会

子宮がん部会提言

【提言】

1 受診率対策に関して

(2) 若い世代へのがんを含めた健康教育

子宮頸がんでは20～30代の若い世代における受診率が低下傾向にあるため、この世代をターゲットとした受診勧奨の強化が受診率の向上のために必要である。

そのため、中高生など若年層に対し、がんを含めた女性のライフステージに応じた健康課題について、がん教育と連携を図りつつ、がんに対する正しい知識及びがん検診の重要性について普及啓発する必要がある。

また、様々な機会を捉え、検診対象になる前から健康意識の向上や検診を定期的に受診することの重要性への理解を深め、検診受診への抵抗を低減するための啓発活動を推進していく必要がある。

(2) 効果的な受診勧奨・啓発活動の実施と検証

受診率やプロセス指標値について、各市町村の結果をフィードバックするとともに、自市町村の現状を認識してもらい、受診率及び精検受診率向上への対策を協議・実行する必要がある。

また、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図る必要がある。

さらに、現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組を支援していく必要がある。

2 精度管理に関して

(1) 受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、市町村への受診勧奨・再勧奨について引き続き指導・助言が必要である。

(2) 住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成・管理

がん検診の受診や要精検者の追跡のために住民台帳に基づいた検診台帳の作成は、重要な項目であるため、各市町村は、検診台帳の適正な作成と、それを活用した検診及び精密検査の受診勧奨・再勧奨を実施することが重要であること。

(3) 県と市町村が連携し、情報共有を行いながら精度管理の向上に努めること。

3 補助金等の活用について

- (1) 子宮頸がん検診の受診率向上に向けて、市町村における無料クーポン券の発行を強化し、補助金の活用を呼び掛けていく必要がある。

【関係機関で対応すること】

1 県で対応すること

(1) 受診率対策に関して

①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

中高生に対し、がんを含めた「女性のライフステージに応じた健康」についての啓発資料の作成や学習機会の設定により、がん教育と連携しながらがんに対する正しい知識及び検診の重要性の啓発をすること。

②様々な機会を捉えた県民への啓発活動の実施

これまで実施してきたがん検診の啓発事業を継続するとともに、県医師会と協力して、検診受診率向上に向けた普及啓発活動に取り組むこと。

③市町村の受診率向上対策への支援

市町村が自市町村のがん検診の現状を把握できるよう、受診率等のデータをフィードバックし、高い受診率の市町村の取組を他市町村が参考にできる機会を設け、受診率向上対策の推進を図ること。

④受診率向上対策についての助言・指導を行うこと。

現在取り組んでいる受診勧奨・再勧奨の効果検証を行い、受診率及び精検受診率向上に有効な取組方法を提示する等して、市町村の受診率向上に向けた取組について指導・助言すること。

(2) 精度管理に関して

①検診受診率・精検受診率の向上

検診受診率・精検受診率の目標値達成に向けて、受診勧奨・再勧奨による受診率の向上対策の実施に努めること。

また、様々な機会を捉え、直接県民に検診受診・精検受診の啓発を実施すること。

②住民台帳に基づいたがん検診台帳の作成

各市町村のがん検診台帳の作成状況の把握に努め、住民台帳に基づいたがん検診台帳を作成するように周知徹底すること。

③チェックリストの遵守状況の把握

市町村の実施状況を把握し、精度管理向上のための指導・助言を行う。

また、市町村に対して、「がん検診チェックリスト（検診実施機関用）」に沿って、委託先検診機関の事業評価を行い、課題の改善に努めるよう助言・指導を行う。

（3）補助金等の活用について

- ① 子宮頸がん検診における無料クーポン券の発行、市町村へ補助金の活用について周知徹底すること。

2 県医師会で対応すること

（1）受診率対策に関して

- ①若い世代へのがんを含めた女性の健康教育

県で作成する「女性のライフステージに応じた健康」に関する啓発資材の作成や学習機会の提供の際に必要なに応じて、助言・協力をすること。

- ②さまざまな機会をとらえた県民への啓発活動の実施

ピンクリボン活動をはじめとするがん検診の啓発活動を引き続き実施するとともに、あらゆる機会を捉えて県と協力して啓発活動を行うこと。

- ③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力をすること。

（2）精度管理に関して

- ①精検受診率の向上

精検受診率向上に向けて、かかりつけ医を通じた精検受診の周知を促進すること。

- ②チェックリストの遵守状況の把握

市町村からがん検診を受託する際は、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づき確認し、市町村へ報告するように周知すること。

- ③市町村の受診率向上対策への支援

各市町村が自市町村の現状把握及び課題解決のための事業実施の際に、必要に応じて助言・協力をすること。

- ④がん検診に従事する人材の確保に注力するとともに、検診の質の確保のために、県と協力して、がん検診に従事する医師、検査技師等に対する教育に取り組むこと。